

議案第17号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

次のとおり、三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年3月7日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 再生資源 <u>資源の有効な利用の促進</u>	(定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 再生資源 <u>再生資源の利用の促進に</u>

に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(2) 略

(事業者の責務)

第4条 略

2～4 略

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し、町の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第10条 町長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下単に「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

別表（第23条関係）

一般廃棄物処理手数料

廃棄物の区分		取扱区分	手数料
可燃性 一般廃棄物	一般家庭系	略	
	事業所系	指定袋大 1枚につき	鳥取中部ふるさと広域 連合ごみ処 理施設の設 置及び管理 に関する条 例（平成15 年鳥取中部 ふるさと広 域連合条例 第1号）別 表に定める 可燃ごみの 重量10キロ グラムまで ごとのごみ

に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。

(2) 略

(事業者の責務)

第4条 略

2～4 略

5 事業者は、前4項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し、町の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第10条 町長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

別表（第23条関係）

一般廃棄物処理手数料

廃棄物の区分		取扱区分	手数料
可燃性 一般廃棄物	一般家庭系	略	
	事業所系	指定袋大 1枚につき	100円

		処理手数料 の額に指定 袋大1枚当 たりの原価 等を加算し た額を基準 として規則 で定める額		
			指定袋中 1枚につ き	80円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

